

Q&A 「キャラクター」に関する知的財産法

「キャラクター」の二次創作 (様々な二次創作、二次創作ガイドライン)

弁護士・弁理士・NY州弁護士 坂根 大亮

Q キャラクターを題材とした二次創作は、法的にいかなる問題を生じさせ得るか。また、権利者が公表する二次創作ガイドラインはいかなる意義を有するか。

A 1 はじめに

文化庁は、令和7年1月28日に公開した「著作権について知っておきたい大切なこと」¹において、「二次創作」や「模写」は、ネットに公開するなら原則として「許可を取ることが必要」です。たとえお金儲け（営利）の目的じゃなくても、ルール上は変わりません。」と明示した¹。

この指摘が示すとおり、二次創作をめぐっては、それがお金儲けではなくファンによる作品を愛する気持ちからの創作であっても、法的に問題になる可能性を有している。従来、同人誌に代表される二次創作活動については、権利者が公式には許諾しないものの黙認するという慣行のもとで営まれてきた。近時は一部の権利者が二次創作ガイドラインを公表するようになっているが、いまだ何ら声明を発していない権利者も多く、法的グレーゾーンの状態が広く残存している。

一方で、二次創作の問題は、単純に権利侵害の観点から断罪できるものではない。オリジナルの作品を生み出した著作者の権利を保護することは著作権法の根幹であるが、他方で、二次創作はクリエイターの卵を育む場として文化的・産業的に重要な機能を果たしており、その保護・振興もまた等しく重要な政策課題である²。

本稿では、権利者の権利確保と、二次創作文化の保護というバランスを意識しつつ、まず著作権法上において法的に定義されている「二次的著作権」とは何か（二次創作とはどのような関係にあるか）、について簡単に触れつつ、問題となり得る権利侵害行為を著作権・著作者人格権・商標権・意匠権・不正競争防止法・名誉毀損等の観点から類型的に整理した上で、二次創作の各形態（イラスト・漫画、小説、コスプレ、動画、音楽、グッズ等）ごとに具体的な検討を行う。

1 <https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/taisetsu/>（最終アクセス日: 2026年6月20日）

2 前掲の文化庁の「原則として「許可を取ることが必要」との表現については、誤解を生む表現で、二次創作活動への萎縮効果を生むものであるとして批判する声もある（衆議院議員山田太郎「文化庁公開「著作権について知っておきたい大切なこと」について」<https://taroyamada.jp/cat-expression/post-48573/>）（最終アクセス日: 2026年6月20日）

さらに、近時普及しつつある二次創作ガイドラインの概要とその類型について分析し、実務上の留意点を論じる。

なお、「二次創作」という用語は法的概念ではなく多義的に用いられている。本稿では、既存の作品（小説・漫画・アニメ等）のキャラクター・世界観・設定・ストーリー等をもとにファンが新たな創作活動を行うものという意味でこの用語を使用する。

2 二次的著作物について

(1) 二次的著作物とは

著作権法は、「著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物」を二次的著作物と定義する（著2条1項11号）。二次的著作物の具体例としては、海外小説の翻訳版、小説を原作とする映画、漫画をもとにしたドラマなどが挙げられ、多岐にわたる。

二次的著作物の定義に記載された「翻訳」「編曲」「変形」及び「翻案」の各行為は、広義には「翻案」と総称されることが多い（以下「翻案」と記載するものは、この広義の意味で使用する。）。

「翻案」は著作権法上定義されていないが、江差追分事件最高裁判決³において「既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為」と判示されており、実務上の指針となっている。

さらに同判決は、著作権法が保護するのは思想・感情の創作的な表現であること（著2条1項1号）を前提として、「既存の著作物に依拠して創作された著作物が、思想、感情若しくはアイデア、事実若しくは事件など表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において、既存の著作物と同一性を有するにすぎない場合には、翻案には当たらない」とも判示している。すなわち、新たに創作したものが、既存の著作物と共通していたとしても、共通する部分に創作性がなければ二次的著作物には当たらない。

また、既存の著作物の創作性のある部分に依拠していたとしても、新たに付加した部分が創作性を有していなければ、「翻案」に該当せず、単なる「複製」と整理され、二次的著作物に当たらない。

原著作物の創作性のある
部分

新たに付加した創作性の
ある部分

二次的著作物のイメージ

近時の裁判例として、漫画表紙における複製と翻案を区別したものがある⁴。

本件は、漫画の出版権者である原告が、二次創作同人誌を発行・販売していた被告に対し、被告が作成した同人誌の表紙及び中表紙（被告表紙等）が原告漫画の表紙（原告表紙）を「原作の

3 最判平成13・6・28（民集55巻4号837頁）

4 東京地判令和5・1・20（令和3年（ワ）第13720号）